

熊本県公報

第 1 1 2 8 1 号

平成 17 年 7 月 1 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(高齢者支援総室) 1
告 示	
○廃川敷地の発生	(河 川 課) 2
○道路の供用開始	(道路総務課) 2
○熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額	(港 湾 課) 2
○漁船保険義務加入の同意の承認(大浜加入区)	(漁 政 課) 3
○ " (滑石加入区)	(") 3
○ " (横島加入区)	(") 4
○ " (河内加入区)	(") 4
○ " (松尾加入区)	(") 4
○ " (日奈久加入区)	(") 4
○ " (田浦加入区)	(") 4
○ " (津奈木加入区)	(") 4
○ " (島子加入区)	(") 5
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) 5
公 告	
○土地改良区役員の住所変更	(農村計画課) 5
○平成 17 年度職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発課) 5
○土地改良区連合役員の退任及び就任	(農村計画課) 9
○開発行為工事完了	(建 築 課) 9
○防犯パトロールベストの一般競争入札の実施	(管理調達課) 9
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 11
登 載 依 頼	
○サイバー犯罪捜査のための解析及び検証機器の借入に係る一般競争入札の実施	(県警生活安全企画課) 12
○第 5 回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の開催	(高校教育課) 14
○道路交通法第 108 条の 4 第 1 項に基づく取消処分者講習を行わせる指定講習機関の告示	(警察本部運転免許試験課) 14
○平成 16 年 9 月 7 日から平成 16 年 11 月 16 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置	(監査事務局二課) 15
○財政的援助団体等監査結果に基づく改善措置	(") 22

規 則

熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 42 号

熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県老人福祉法施行細則(昭和 49 年熊本県規則第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条及び第 15 条を削る。

第 16 条第 1 項中「別記第 26 号様式」を「別記第 23 号様式」に、同条第 2 項中「別記第 27 号様式」を「別記第 24 号様式」に、「別記第 28 号様式」を「別記第 25 号様式」に改め、同条を第 14 条とし、第 17 条を第 15 条とする。

別記第 23 号様式から別記第 25 号様式までを削り、別記第 26 号様式中「(第 16 条関係)」を「(第 14 条関係)」に改め、同様式を別記第 23 号様式とする。

別記第 27 号様式中「(第 16 条関係)」を「(第 14 条関係)」に改め、同様式を別記第 24 号様式とする。

別記第 28 号様式中「(第 16 条関係)」を「(第 14 条関係)」に改め、同様式を別記第 25 号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 853 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系木山川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成 17 年 7 月 1 日
- 3 廃川敷地の位置
上益城郡益城町大字砥川字五反田 1271 番 1 地先から
上益城郡益城町大字馬水字立神 1149 番 2 地先まで
- 4 廃川敷地の面積
3,415.62 平方メートル

熊本県告示第 854 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 7 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一 般 国 道	2 1 9 号	人吉市東間上町字下津留 2830 番 1 地先から 同市東間上町字前田 2864 番 1 地先まで	132.1	2 4 条 工 事

- 2 供用開始する期日 平成 17 年 7 月 1 日

熊本県告示第 855 号

平成 4 年 7 月 29 日熊本県告示第 543 号（熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額）を次のように改正し、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾施設用地（使用期間が 1 月未満）
 - （1）電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設の使用料 35 円 70 銭
 - （2）その他の使用

港湾名	使用料の額					
	甲地区			乙地区		
三角港	A	円	銭	A	円	銭
		48	30		35	70
八代港	B	64	05	B	54	60
	A	48	30	A	35	70
水俣港	B	64	05	B	54	60
	A	28	35	A	25	20
	B	34	65	B	31	50

熊本港	A	48	30	A	-	-
	B	64	05	B	-	-
本渡港	A	31	50	A	28	35
	B	39	90	B	35	70
その他の港湾	A	25	20	A	-	-
	B	30	45	B	-	-

2 港湾施設用地（使用期間が1月以上）

- （１）電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設の使用料 408 円
（２）その他の使用

港湾名	使用料の額					
	甲地区			乙地区		
三角港	A	円	銭	A	円	銭
		46	00		34	00
	B	61	00	B	52	00
八代港	A	46	00	A	34	00
	B	61	00	B	52	00
水俣港	A	27	00	A	24	00
	B	33	00	B	30	00
熊本港	A	46	00	A	-	-
	B	61	00	B	-	-
本渡港	A	30	00	A	27	00
	B	38	00	B	34	00
その他の港湾	A	24	00	A	-	-
	B	29	00	B	-	-

備考

- 1 船舶を利用する旅客及び貨物の運送業、移出及び輸出入資材の加工業並びに漁業のための施設（事務所・待合所・貯木場・加工場・網干場等）の敷地に使用するときには A 項を、その他の目的に使用するときには B 項を適用する。
2 この表における甲地区及び乙地区の区域は、土木部港湾課、所管地域振興局及び港管理事務所において所管する図面に表示する。

熊本県告示第 856 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 542 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 7 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

大浜加入区

熊本県告示第 857 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 543 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 7 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

滑石加入区